

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5ハウス上野の山206

Tel : 03-5815-8911 / Fax : 03-5815-8912

E-mail: : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

URL : <http://www5e.biglobe.ne.jp/~syoji/>

## 貸金請求権時効を5年(当面3年)に延長する法律案要綱の答申が行われました

民法改正に伴い、貸金の時効の動向が注目されていましたが、令和2年1月10日、労働政策審議会から厚生労働大臣に対し、法律案要綱はおおむね妥当との答申が行われました。

### ●主な内容

- (1)労働者名簿等の書類の保存期間の延長  
労働者名簿、貸金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、貸金その他労働関係に関する重要な書類の保存期間について、5年間に延長すること
- (2)付加金の請求を行うことができる期間の延長  
付加金の請求を行うことができる期間について、違反があった時から5年に延長すること
- (3)貸金請求権の消滅時効期間の見直し等  
貸金(退職手当を除く)の請求権の消滅時効期間を5年間に延長すること
- (4)経過措置  
ただし、上記(1)～(3)については、経過措置として労働者名簿等の保存期間、付加金の請求を行うことができる期間及び貸金(退職手当を除く)の請求権の消滅時効期間は、当分の間、3年間とすること
- (5)施行期日等  
民法改正施行日(令和2年4月1日)から施行(予定)

厚労省は、今国会で法案提出の準備を進めており、適切な労働時間の把握や管理監督者の区分、貸金の支払いにもれがないか等、確認が求められます。

## 雇用保険 65歳から副業の労働時間を合算へ

令和2年1月9日、労働政策審議会から厚生労働大臣に対し「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」はおおむね妥当との答申が行われました。その中で、複数の会社で働いている65歳以上の労働者について、1事業所における週所定労働時間が20時間未満であっても、申し出により高年齢被保険者となることができる改正の内容が示されています。

この改正は令和4年1月1日より施行される予定です。

### ●特例の具体的内容(法律案要綱)

・次に掲げる要件のいずれにも該当する者が、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申し出た場合には、高年齢被保険者となることができるものとする

- (1)一の事業主における一週間の所定労働時間が20時間未満
- (2)二以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上の者
- (3)二の事業主の適用事業(申出を行う労働者の一週間の所定労働時間が5時間以上(予定)であるものに限る)における一週間の所定労働時間の合計が20時間以上

・事業主は、労働者がこの申出をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする

## 全世代型社会保障検討会議内容

国は人生 100 年時代を迎えて全世代型社会保障検討会議内容として、**年金に関しては①受給開始時期の選択肢の拡大**として年金の繰下げ年齢 70 歳を 75 歳までに選択可能。**②厚生年金の適用範囲の拡大**として 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者の社会保険加入を現在の加入人数要件の 501 人以上から 2022 年 10 月から 101 人以上、2024 年 10 月から 51 人以上に拡大。**③在職老齢年金の見直し**として 60 代前半の年金額と月収(総報酬月額相当額)を足した額の調整額 28 万円を 60 代後半の調整額 47 万円の基準に合わせることを事務所ニュース 1 月号で、お知らせしました。

**労働関係に関して**、70 歳までの就業機会確保に対して働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、国は高齢者の活躍の場を整備する方針です。

**具体的には企業の努力義務として下記の方針雇用による措置として**

- ① 定年廃止
- ② 70歳迄の定年延長
- ③ 定年後又は65歳までの継続雇用終了後70歳まで引き続いて雇用
- ④ 定年後又は65歳までの継続雇用終了後70歳まで再就職実現に努力する

**雇用以外の措置として**

- ① 定年後又は65歳までの継続雇用終了後に創業(フリーランス・起業)する者との間で、70歳まで継続的に業務委託契約を締結
- ② 定年後又は65歳までの継続雇用終了後に以下のいずれかの事業による活動に70歳まで継続的に従事する
  - ・事業主が自ら実施する事業
  - ・事業主が委託、助成、出資等するNPO等の団体が行う事業

上記の内容に関して今国会で法案を提出予定です。

令和2年用  
お年玉付年賀はがき(くじ付切手)  
**当せん番号**

毎年恒例、“お年玉付年賀はがきの抽選”が今年も1月20日に行われました。今年**は東京オリンピック・パラリンピックを迎える年**ということで、特別な賞品も取り揃えられています。この機会に確認してみたいかどうかでしょうか♪

**特等賞品① 東京 2020 オリンピック 開会式ペアチケット**  
※旅行券付き(全額ではなく一定の額)

当選番号					当選番号						
B 1246 組					B 1231 組						
8	5	4	3	8	1	3	0	1	5	3	2

**特等賞品② 東京 2020 オリンピック 開会式ペアチケット**  
※旅行券付き(全額ではなく一定の額)

当選番号					当選番号						
B 1231 組					B 1230 組						
6	6	8	1	8	6	8	9	4	0	1	6

**特等賞品③ 東京 2020 オリンピック競技観戦ペアチケット**  
-当選の割合:1000万本に1本-  
※旅行券付き(全額ではなく一定の額)

当選番号					
B組番号下1桁3組					
4	5	7	3	9	1

※ 1等～3等に関しては、各組共通

<b>1等</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">当選番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td><td>9</td><td>5</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td> </tr> </tbody> </table>	当選番号						8	9	5	1	2	3	-当選の割合:100万本に1本- 現金 30 万円 または 電子マネー31 万円分												
当選番号																									
8	9	5	1	2	3																				
<b>2等</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">当選番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>9</td><td>4</td><td>0</td><td>6</td> </tr> </tbody> </table> (39点の中から1点)	当選番号						-	-	9	4	0	6	-当選の割合:1万本に1本- ふるさと小包など39点の中から 1点												
当選番号																									
-	-	9	4	0	6																				
<b>3等</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">当選番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>6</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>3</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1</td><td>6</td> </tr> </tbody> </table>	当選番号						-	-	-	-	6	7	-	-	-	-	3	7	-	-	-	-	1	6	-当選の割合:100本に3本- お年玉切手シート
当選番号																									
-	-	-	-	6	7																				
-	-	-	-	3	7																				
-	-	-	-	1	6																				

※お年玉賞品交換期間:2020年7月20日(月)迄

-日本郵便 お年玉商品のご案内-

<https://www.post.japanpost.jp/event/otoshidama20/>

